

(宛先)環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

(件名)「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について(案)」に対する意見

■氏名:中井八千代

■会社名/部署名:容器包装の3Rを進める全国ネットワーク 運営委員長

■住所:〒 102-0082 東京都千代田区一番町9-7 一番町村上ビル6F市民 運動全国センター内

■電話番号:03-3234-3844

■電子メールアドレス:reuse@citizens-i.org

1) 該当箇所:「Ⅰ. 考え方」第二段落(1 ページ上から 12 行目)、

「Ⅱ. 2. (1). リユース・リサイクル可能な製品設計」(3 ページ上から 11 行目)

「Ⅱ. 2. (2). (iii)効率的な回収・リサイクルの基盤整備」(6 ページ上から 3 行目)

(意見)

複数箇所で、熱回収の利用促進が記載されていますが、カーボンニュートラルを目指すためには、石油由来プラスチックを燃やすべきではありません。将来的に、鉄やセメントなどインフラ整備に不可欠なものを製造するためにも、それ以外からはCO2 排出ゼロにしなければならないのです。

焼却可能な場合は、日本では導入困難なCCSか、植物由来プラスチックのみです。安易な「熱回収」に関する記載を削除すべきです。

2) 該当箇所:「Ⅱ. 1. リデュースの徹底」第5段落について (2 ページ下から 1~5 行目)

(意見)

プラスチックごみのリデュースは、ペットボトルやプラスチック製容器の軽量化以外にほとんど進展していません。その原因は、国が製造事業者に対し過剰包装の削減や食品容器の代替素材への転換について具体的な指針を示してこなかったことや、自主的取り組みに委ねてきたことにあると考えられます。

したがって、「プラスチック資源循環戦略」においてリデュースの対象としてレジ袋を明記したように、過剰包装の削減対象としては外装フィルム、中トレイ、個包装など、また、食品容器の代替素材への転換の対象としてはカップ、トレイなどを明記し、その使用を、レジ袋有料化を法律で義務化したように、法律で段階的に規制することが必要です。

3) 該当箇所:「Ⅱ. 1. リデュースの徹底」の環境配慮設計(p2、下 1~5 行目)

(意見)

プラスチックのリデュースにおいては他素材への転換を進めることも重要です。

とくに、公共施設や宅配、学校牛乳などクローズドな商流においては、リターナブルびん容器への転換を促すためのしくみを導入するべきです。

4) 該当箇所:「Ⅱ. 1. リデュースの徹底」第6段落について (3 ページ上から 1~6 行目)

(意見)

小売・サービス事業者等に対しても、使い捨てプラスチック製品の削減や代替素材への転換の対象として、食器、カトラリー、ストロー、弁当・テイクアウト用容器、発泡スチロールトレイなどを明記し、その使用を法律で段階的に規制する必要があります。

5) 該当箇所:「Ⅱ. 2. (2). (i) 家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル(市町村による分別回収)」第5段落について (4 ページ下から 9~11 行目)

(意見)

プラスチック製容器包装を白色トレイだけではなく全量分別収集している市町村は、全市町村の約 2/3 で頭打ちとなっています。これは、その費用負担が重荷になっていることが主因であり、今後プラ製製品も一括収集することになれば、費用負担がますます重荷になります。

プラスチックの製品と容器包装の一括回収や選別合理化の実施については支持しますが、分別収集体制を全国的に整備するためには、市町村の費用負担を軽減する措置が必要です。

OECDでも 2016 年に拡大生産者責任(EPR)がアップデートされたことを踏まえ、自治体の分別収集費用は生産者が一時負担し、製品価格に内部化して消費者が負担するようにすべきです。少なくとも、選別合理化で節約できた原資は自治体の収集費用の補填に充当すべきです。

6) 該当箇所:「Ⅱ. 2. (2). (i) 家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル(事業者による自主回収)」第6段落について (5 ページ上から 9~11 行目)

(意見)

我が国のペットボトルの回収率は世界的に見て高い水準にあります。大部分が国内から流出したと見られる瀬戸内海沿岸や太平洋沿岸の漂着ごみでも、ペットボトルの多さが目立ちます。

これは、ペットボトルの回収が不十分だからであり、ペットボトルの回収を徹底させるためには、その最も有効な手段として多くの国が導入しているデポジット制度などの経済的手法を導入すべきです。

7) 該当箇所:「Ⅱ. 3. (1) 再生素材の利用促進」第2段落について (6 ページ上から 15~20 行目)

(意見)

プラスチック資源循環構築の鍵は、リサイクルの品質向上やコスト低減とともに、再生素材の需要拡大であると考えられます。再生素材の利用を促進するためには、プラスチック製品製造事業者に対し、再生素材配合比率の目標を法律で設定することが必要です。

8) 該当箇所:「Ⅱ. 4. (1) 消費者の理解・協力の促進」の消費者のライフスタイル変革(p7、上 4~8 行目)

(意見)

2050 年までにカーボンニュートラルを実現するためには、経済・社会システムの革新と合わせて、消費者の行動変容も不可欠です。このため、国が中心となってカーボンフットプリントを普及させ、「CO<sub>2</sub> を見える化」して、ライフスタイルの変革を促して下さい。

9) 該当箇所:「Ⅲ. おわりに」の直下(p7、下から 8 行目)

(意見)

「プラスチック資源循環戦略」では、「2030 年までに使い捨てプラスチックを累積で 25% 排出抑制する」という曖昧なマイルストーンに留まりました。これでは、指標に基づき、毎年フォローアップするSDGsの趣旨に反しています。比較する基準年度を明記したプラスチックの削減目標を設定して下さい。

以上